

当センターに寄せられた相談事例や、注意してほしいトラブルなどについて、市民の皆さんにお伝えします。不審に思われたら、まずご相談ください。

## 光回線サービスの電話勧誘に注意！！

### 相談事例 1

大手電話会社A社を名乗り光回線料金が安くなるという電話があった。A社の新しい割引プランだと思い、手続きをしたら、別のB社と契約になっていた。



### 相談事例 2

大手電話会社の子会社を名乗る事業者から、「2020年以降アナログ回線が廃止される。今の電話が使えなくなるので光回線に切り替えないか」と電話がきた。本当に固定電話が使えなくなるのか。

このままでは  
使えなく  
なりますよ！



「消費者庁イラスト集より」

### ひとことアドバイス

相談事例1の場合、どこからの電話なのか、契約前に事業者名、サービス名など契約内容をよく確認しましょう。また、「安くなる」と勧誘されたが、かえて高くなるケースもあります。

相談事例2の場合、NTT東日本の電話設備切り替えに便乗し、固定電話や番号が使えなくなる、といった勧誘文句で営業する業者です。現在使用中の電話機や電話番号はそのまま使うことができます。また、設備切り替えに伴う手続きや工事也不要です。

**電話勧誘の際、内容が理解できない、必要がないと思った場合は、きっぱりと断りましょう！**

### 出前講座をご利用ください

悪質商法や詐欺などの被害を防止するため、地域の集まりや学習会に消費生活相談員が出向き出前講座を開催しています。

悪質商法や詐欺などの最近の事例を交えながら、その手口や対処方法について、わかりやすくお話しします。

お気軽にお問い合わせください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

塩尻市消費生活センター

☎0263-52-0280(代)内線1129

相談日時：月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

または

消費者ホットライン

局番なし

い や や  
1 8 8

土・日・祝日  
も相談できます。